

事務連絡  
令和2年4月13日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

### 無料低額宿泊所の開始届出における留意事項について

無料低額宿泊所については、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第5条に基づき、既存の事業者は令和2年4月1日の施行から一月以内に事業開始の届出を行わなければならないとされております。

事業開始の届出に関しては、同条の規定に基づき期日までに届け出ていただくことが必要となりますが、今般の新型コロナウイルス感染防止対策の対応等により、事業者において、届出に必要な事項（注）によっては確認に一定の時間を要することや、添付書類が準備できない等の状況が想定されます。

このため、都道府県においては、届出事項の一部に期日までの確認が困難で記入できない事項がある場合や、必要な書類が添付されていない場合であっても、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針について」（令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局長通知）2（2）なお書きによらず、期日までに受理した上で、後日、補正等の上、改めて事業者にも再提出を求めることとする取扱いとして差し支えないものとしします。

また、補正後の再提出期日については、今般の新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、必ずしも令和2年4月30日までを期限とする必要はありませんので、よろしく取り計られますようお願いいたします。

なお、この取扱いは、届出期日を延長することとしたものではないことを申し添えます。

各自治体におかれましては、以上についてご了知の上、事業者へ周知いただきますようお願いいたします。

## (注)

(届け出に必要な事項) 社会福祉法第 68 条の 2 第 1 項

- 一 施設の名称及び種類
- 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 建物その他の設備の規模及び構造
- 五 事業開始の年月日
- 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

## (参考)

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針について」(令和 2 年 3 月 27 日付け厚生労働省社会・援護局長通知)

### 2 無料低額宿泊所の定義の周知等

(1) (略)

(2) 無料低額宿泊所の届出の徹底

無料低額宿泊所の事業範囲に該当する事業を行っている場合、その事業内容等の一部について無料低額宿泊所の基準に適合しない部分があったとしても、それをもって事業者は届出の義務を免れるものではない。また、事業開始にあたっての「届出」については、一定の基準に該当するかどうかを判断した上で「認可」や「指定」を行う事業とは異なるものであり、基本的に事業開始の届出があった場合について、これを受け付けない取扱いを行う裁量は行政側にはない。

したがって、事業内容において一部基準に適合しない部分がある場合であっても、届出を行わせた上で、基準に適合しない部分について、改善に向けた指導や改善命令を行うこととされたい。

なお、届出書に記載すべき事項について記載されていない場合や、添付すべき書類が添付されていない場合など届出書類自体に形式的な不備がある場合については、その補正を求め、届出書類を一旦返却し、修正をした上で再提出を求めることとして差し支えない。

また、事業内容が無料低額宿泊所に該当しない事業者からの届出については、届出書類等を返却した上で、適切な届出先を紹介するなどの対応をされたい。

厚生労働省 社会・援護局 保護課  
TEL : 03-5253-1111 (内線 2833)